

藤沢市スポーツ推進委員に関する規則の廃止について  
藤沢市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

2025（令和7年）2月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

藤沢市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年藤沢市教育委員会規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**改正**

昭和38年7月1日教育委員会規則第1号

昭和41年4月6日教育委員会規則第3号

昭和45年5月11日教育委員会規則第1号

昭和49年3月30日教育委員会規則第7号

平成10年3月30日教育委員会規則第15号

平成23年9月6日教育委員会規則第2号

藤沢市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、藤沢市スポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）の職務、定数その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 推進委員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民に対するスポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関が行うスポーツに関する事業又は行事に対する協力をすること。
- (4) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する事業又は行事に対する指導及び助言を行うこと。
- (5) 住民が生涯にわたってスポーツに親しむため及びスポーツを通じた住民の健康かつ豊かな生活の形成に寄与するための取組に対する支援をすること。
- (6) 地区社会体育振興協議会の運営に関する協力をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの普及及び振興のために必要な事項を実施し、及び研究すること。

2 推進委員は、前項の職務の遂行に当たっては、相互に連絡を取り、協力して行わなければならない。

(定数)

**第3条** 推進委員の定数は、小学校の通学区域ごとに6人とする。

(任期)

**第4条** 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、任期中であつても推進委員の委嘱を解くことができる。

(報酬等)

**第5条** 推進委員の報酬等は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

**付 則**

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

**付 則**（昭和38年教委規則第1号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（昭和41年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（昭和45年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（昭和49年教委規則第7号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年教委規則第15号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年教委規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(藤沢市体育指導委員に関する規則の経過措置)

2 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされる者の任期は、第4条の規定による改正後の藤沢市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。